

政令第 号

家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第二十五条第一項第三号及び第二項第四号並びに第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条を削り、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（家畜人工授精所の開設の許可の申請者の使用人）

第十三条 法第二十五条第一項第三号及び第二項第四号の政令で定める使用人は、法第二十四条に規定する申請者の使用人であつて、家畜人工授精所の業務を統括する者その他これに準ずる者として農林水産省令で定める者であるものとする。

附 則

この政令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十一号）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。